

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

筑北村長 鎌田 欣子

市町村名 (市町村コード)	筑北村 (20452)
地域名 (地域内農業集落名)	筑北村地域 (東条1区、東条2区、乱橋、小仁熊、丸山町、西条、聖南町、刈谷沢、東山、中村、向原青柳、昭和町、竹場、仁熊、別所、上安坂、中安坂、下安坂、下永井、上永井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日、28日 (第 2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

筑北村地域は、合併以前の各村にてそれぞれ圃場整備を実施し、昭和43年～平成5年に水田317.85haと畑25.5haの基盤整備を行い、合併後の平成29年～令和2年には、畑3.32haの圃場整備を行い企業の誘致と農業参入を図った。しかしながら、昭和～平成初期の圃場整備農地の用排水路の不具合が原因で遊休化する農地も散見される。

主要作物は水稻とそば、葉菜類である。

少子高齢化による担い手不足、鳥獣被害とともに衰退の一途をたどり、水稻栽培もリタイヤし耕作放棄する圃場も増加しつつある中で、酪農家が採草地で利用していた田畑も荒廃化が進んでいる。集落で活用すべき農地であつても有休化が懸念されるところである。

当該地域の70歳以上の高齢耕作者が57.5%で、今後リタイヤも考えている耕作者が大半を占める中、後継者が不在の方も多く、担い手への受け渡しが課題となっている。併せて、鹿、イノシシ等による獣害も顕著で、有害獣対策も課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地所有者・担い手・関係機関と連携、調整しながら担い手への農地の集積集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	627.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	323.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	268.10 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者・耕作者が耕作・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積、集約化を段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地中間管理事業の活用により、担い手の経営意向を踏まえて段階的に農地の集積、集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、耕作条件改善(不良水路改修、水田の一部沼地の解消等)や不整形地解消、水田から畑地への転換(基盤整備)を行うことが必要な箇所の洗い出しを行い、今後整備・修繕を計画的に進めることで継続的な作付けが可能となる農地を確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、筑北村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は、聖南水田協業組合及び坂井農耕組合、坂井そば生産販売組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、既存施設の維持管理と情報収集に努める。新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めていく。
- ⑨ 今後新たに肥育牛、養豚、養羊等の経営に伴い、飼料作物などの需要と荒廃農地を採草地に転換できることのほか、それぞれの堆肥を活用した有機農業など循環型農業への期待も大きいことから、関係者と都度調整していく。
- ⑩所有者のニーズを踏まえ、農地の貸借をスムーズに行うため、中間管理機構を活用した貸借については原則金銭貸借であるが、無償及び物納による貸借も可能とする。